

南砺市ビジネスマッチング販路拡大支援事業補助金 申請要領

1. 事業の目的

新規事業の創出や販路拡大等を図り、市内の魅力発信及び地域の活性化につなげるため、見本市への出展や広告宣伝に取り組む市内事業者に対し、補助金の交付を行うもの。

2. 補助対象者

次の項目のいずれかに該当する者

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する法人もしくは団体又は市内に在住し、かつ市内に事業所を有する個人事業主
- (2) 市税その他の市に対する納付金を滞納していないもの
- (3) 政治、宗教活動を行うことを目的とした事業者ではないもの
- (4) 暴力団及び暴力団員の統制下にある事業者ではないもの

3. 補助対象経費

他の補助金等の交付の対象とされた経費は、補助対象経費となりません。

区分	備考
(1) 会場費	例) 主催者が定めた参加負担金、出展料等
(2) 交通費	宿泊費、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金、日当、海外旅行保険、ガソリン代等は対象外です。
(3) 配送料	輸送保険等は対象外です。
(4) 広告宣伝費	市内事業者への発注に限ります。
(5) コンサルティング費	

上記(1)～(3)については、新規事業の創出や販路拡大等を目的として、市外で開催されるビジネスマッチング、見本市、物産展、展示会、商談会、経済交流等(以下「見本市等」という。)のうち、次のいずれかに該当するものに出展する場合に限り、対象となります。

- (1) 国もしくは地方公共団体又は金融機関、商工会(商工会議所)もしくは観光協会が主催、後援、協賛等をする見本市等
- (2) 広告、ホームページ等で広く一般に公開されている出展小間数が100以上の見本市等
- (3) 上記に掲げるもののほか、市長が認める見本市等

4. 補助金額

補助率	補助金の上限
補助対象経費の1/2以内 (※千円未満切り捨て)	一事業者につき、同一年度内において10万円 ただし、海外で開催される見本市等へ出展する場合は20万円 同一年度における申請は、1回限り

5. 補助金の申請

4月1日から3月31日までに実施し、支払を終えた分について、当該年度の3月31日までに 補助金交付申請書（様式第1号）に下記の書類を添えて、南砺市商工企業立地課までご提出ください。

【添付書類】

- (1) 事業概要書（様式第1号2ページ目）
- (2) 市税完納証明書
- (3) 請求書又は納品書の写し
- (4) 経費の支払を証する書類の写し
- (5) 事業実績を確認できる書類

例) 会場費…開催要項等出展する見本市等の概要が分かる書類及び
出展状況の分かる写真
交通費、配送料…行程表

6. 補助金の交付決定から交付まで

提出された申請書類の内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付及び補助金額を決定し、申請者に対して書面で通知します。通知を受けた申請者からの補助金交付請求書（様式第3号）による請求に基づき、補助金を交付します。

7. 問い合わせ・提出先

南砺市ブランド戦略部 商工企業立地課 商工振興係
939-1692 南砺市荒木1550 TEL 0763-23-2018